

第 1 2 回政策調整会議結果報告

1 日 時 平成 1 9 年 1 1 月 1 3 日(火)午前 10 時 00 分 ~ 午前 10 時 40 分

2 場 所 役場 2 階 審議室

3 出席者

《構成員》田浦副町長、北川総務課長、尾崎町民生活課長、岡崎保健福祉課長、伊藤産業振興課長、前田教育振興課長

《庶務》総務課企画財政班 石田主幹、深山主査

4 内 容

《審議事項 1 》

『事務事業評価（事前評価）の総括について』

(1) 新規の投資的事業について

農地防災事業について

[伊藤課長から資料により説明]

- ・ 理事者から当該地区の災害対策の恒久策を指示されており、農林水産省が新規事業として「農地の防災機能増進事業」創設したことから、北海道が被害地区を調査し 10 月下旬にその報告を受け、それに基づき対象地域と協議した結果、集中豪雨のたびに被災する草分地区について、本事業を提案した。
- ・ 本事業は整備後の維持管理を地域住民が実施することが採択の前提とされ、草分地区とは合意形成ができています。
- ・ 事業内容は農地を守る事業と町有財産(町道排水路工)の整備であり、道路管理の建設水道課とは調整済みである。
- ・ 主体が北海道であることから、地方負担は 25% である。
- ・ 町主体の場合は、地方負担が 50% である。
- ・ 受益者負担については、ほかの道営事業の例(地方負担 17.5%、町 10%、受益者負担 7.5%)により受益者負担を 7.5% で設定している。
- ・ 実施年次は、H20~21 の 2 カ年で計画しているが、財源調整から 3 カ年も視野に入れている。
- ・ 道内では天塩川地区と上富良野西地区の 2 箇所が施工申請している状況である。

[総括]

- ・ 災害対策の恒久策として、減災区域や防災機能増進地域が整備できる効果が図られるため、平成 20 年度に実施する。

- ・ 土地改良法に基づく諸手続き(議会議決)が必要か確認すること。
- ・ 初年度の事業費を精査し、早急に確定すること。

《その他》

- ・ 事前評価の事案について、個別整理課題を付して方向性を示しているため、担当課から早急に報告を受け、随時、課題整理の確認を行うものとする。
- ・ 各課に提出されていない新規事案の有無を確認し、早急に本会議で協議する。
- ・ 継続の投資的事業については、事業内容の大きな変更等について、本会議で協議する。